

第24期第17回農業委員会総会

◇日時 令和3年11月15日(月)午後2時00分

◇場所 昭島市役所301会議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄  
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和  
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治  
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康

◇事務局 薬袋事務局長 飯島農政係長 書記 石川

◇会議に付した事項 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について  
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について  
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決)  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長 それでは、只今から、第17回農業委員会総会を開催します。  
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は  
10番 木野委員 11番 宮崎委員 を指名します。

これより本日の議事に入ります。  
本日の総会議案は、  
議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について (1件)  
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (2件)  
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (2件)  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決) (5件)  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決) (2件)

議長 議案第1号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年11月15日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1-1 所在■■■ 地番■■■ 登記簿原野 現況畑 面積105㎡ 地番■■■ 登記簿原野 現況畑 面積482㎡ 地番■■■ 登記簿原野 現況畑 面積357㎡ 番号■■■ 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積448㎡ 番号1-3 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,130㎡ 面積合計2,522㎡ 被相続人 ■■■ ■■■ 相続人 ■■■ ■■■ 相続開始

年月日 令和3年2月16日 被相続人との続柄 配偶者。

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の2番 鈴木委員説明願います。

2番委員

はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、■■■です。調査年月日は、令和3年11月5日 立会い者は、■■■、会長、職務代理、A班（細井委員、坂本委員、高垣委員、C班木野委員）事務局です。土地の案内につきましては、■■■街道を■■■方面に向い、■■■交差点を右折し、約150m進み■■■に突き当たり、■■■を左に約170m進み、■■■を15m左に下った下の農地です。農地の状況ですが、現況は畑でなく田である。西側の一部に花梨の木7本と枇杷の木1本が植えられている。他は、全面トラクターにより耕耘されていた。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春、夏、秋、冬は、作付けなし、トラクターによる耕耘のみ、出荷状況は、ありません。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。  
以上です。

番号1-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、■■■です。調査年月日は、令和3年11月5日 立会い者は、■■■、会長、職務代理、A班です。土地の案内につきましては、■■■を■■■方面に向い、■■■交差点を左折し、約550m先の■■■を左折して約220m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、全面トラクターによる耕耘がされた状態である。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、東京都より委託された苗木の管理及び搬出。夏、秋、冬は、トラクターによる耕耘のみ、出荷状況は、東京都です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。  
以上です。

番号1-3 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、■■■です。調査年月日は、令和3年11月5日 立会い者は、■■■、会長、職務代理、A班です。土地の案内につきましては、■■■街道を■■■方面に向い、■■■交差点を左折し、約100m先の■■■手前を左折し、約65m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、東京都より管理委託された苗木の残り18本があり他は全てトラクターによる耕耘がなされていた。また、畑右側の道路は■■■通りに向い下り坂になっており土壌流出防止のため巾450mm高さ0～2,100mmの擁壁が設置されている。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春、夏、秋、冬は、トラクターによる耕耘のみ、出荷状況は、ありません。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。  
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付します。
議 長	議案第2号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。
総会資料	議案第2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年11月15日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積769㎡ 申請人■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年11月1日から令和3年10月29日まで。備考、平成15年12月16日付相続税納税猶予適格者証明発行。
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 地区委員の10番 木野委員説明願います。
10番委員	はい、説明致します。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料5ページのとおりです。主な耕作者は、申請者の次男です。調査年月日は、令和3年11月5日 立会い者は、申請者の次男、会長、職務代理、A班です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■交差点を■■■方面に進み1つ目の信号の■■■の角の路地を左に曲がり坂を上った左側の農地です。農地の状況ですが、南側中央にハーブでローズマリーが1つ、中央と北側にタマネギ、サニーレタスその他は耕耘済でした。申請人、同居の親族は耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、トマト、ナス、ピーマン、ジャガイモ準備。夏は、トマト、ナス、ピーマン、ハーブ、ジャガイモの収穫と秋の種まき、植付けの準備。秋はハクサイ、キャベツ、ブロッコリー、長ネギ、サツマイモ植付け。冬は、ハクサイ、キャベツ、ブロッコリー、長ネギ、サツマイモの収穫と耕耘。出荷状況は、主に自家消費です。税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。 以上です
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	議案第2号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。
総会資料	議案第2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次

のとおり提出する 令和3年11月15日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,905㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年9月29日から令和3年10月29日まで。備考、平成27年11月16日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明致します。  
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料5ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年11月5日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、A班です。過去3年間の労働日数は各年間240日。土地の案内につきましても、■■■交差点より東方向へ690m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、北側、道路・住宅。南側、道路、境に土止め用の植木が植栽されている。西側、住宅。東側、畑。土地の中央南側よりサトイモ10作。その並びにネギ7作。その他は良く耕耘されていました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、春菊の収穫。夏は、サトイモ、ジャガイモ、ネギの種まき。秋は、サトイモ、ジャガイモ、ネギの収穫。冬は、春菊の播種。出荷状況は、多摩青果、自家消費。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第3号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。

総会資料 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。令和3年11月15日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積925㎡ 申請者、■■■ ■■■ 買取り申請事由の生じた者 ■■■ ■■■ 申出事由、令和3年1月3日 ■■■氏 死亡のため。

議長 当該農地の耕作状況について、説明願います。  
地区委員の12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明いたします。  
申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。調査年月日は、令和3年11月5日 土地の案内ですが、■■■踏切、■■■通りを北に140m進み、■■■がある交差点を左折し、西に60m進んだ道路に面した南側の農地です。農地

の状況ですが、耕耘済、作物はありません。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、ありません。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質疑等ありませんか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないものと認め本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。

議 長 次に、議案第3号 番号2 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。

総会資料 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。令和3年11月15日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積370㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積316㎡ 面積合計686㎡ 申請者、■■■ ■■■ 買取り申請事由の生じた者 ■■■ ■■■ 申出事由、令和3年2月16日 ■■■氏 死亡のため。

議 長 当該農地の耕作状況について、説明願います。  
地区委員の2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明いたします。  
申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。調査年月日は、令和3年11月5日 土地の案内ですが、■■■街道を■■■方面に向い、■■■交差点を左折し、約100m先の■■■を左折して約210m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、全面トラクターによる耕耘された状態です。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、ありません。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質疑等ありませんか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないものと認め本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。

議 長 次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）  
番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積53㎡ 届出人  
■■■ ■■■ 転用目的 駐車場。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。  
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明致します。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料11ページのとおりです。調査年月日は、令和3年11月6日 土地の案内につきましては、■■■交差点■■■より■■■交差点方向へ218m直進し左折してすぐ右折して■■■側道へ入り68m直進した左側の土地です。農地の状況は、砂利敷きの土地で、南側に電柱1本ありました。周辺の状況は、東は、住宅。南は、住宅。西は、道路。北は、道路と住宅。転用事業の関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）  
番号2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況宅地 面積541㎡ 地番■■■  
■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積11㎡ 面積合計552㎡ 届出人、■■■ ■■■  
転用目的、共同住宅。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。  
12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明致します。  
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料11ページのとおりです。調査年月日は、令和3年11月8日 土地の案内につきましては、■■■、■■■の信号より西に320m進み、■■■のある信号を左折して、■■■に向い南に120m進んだ西側の土地です。農地の状況は、賃貸住宅10戸入居済。周囲の状況は、東は、道路。南は、住宅。西は、空地。北は、用水路です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号3 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）  
番号3 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積29㎡ 地番■■■  
■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積1.78㎡ 面積合計30.78㎡ 届出人、■■■

■■■ 転用目的、資材置場。

議長 当該農地の利用状況について説明願います。  
10番 木野委員説明願います。

10番委員 番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料11ページのとおりです。調査年月日は、令和3年11月13日 土地の案内につきましては、■■■と■■■の市役所方向の角の土地です。農地の状況ですが、雑草があり砂利が敷いてあり看板が3枚ありました。周囲の状況ですが、東は、雑種地。南は、道路。西は、道路。北は住宅です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第1号 番号4 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）  
番号4 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積200㎡ 届出人 ■■■ ■■■ 転用目的 共同住宅。

議長 当該農地の利用状況について説明願います。  
9番 指田委員説明願います。

9番委員 はい、説明致します。  
番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料11ページのとおりです。調査年月日は、令和3年11月12日 土地の案内につきましては、■■■と■■■の交差点から■■■を東に203m進んだ左側の土地です。農地の状況は、雑草地で周囲を杭と鉄線で囲まれています。周辺の状況は、東は、駐車場。南は、道路。西は、道路。北は、駐車場。転用事業の関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第1号 番号5 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）  
番号5 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積198㎡ 届出人 ■■■ ■■■ 転用目的 自用住宅。

議長 当該農地の利用状況について説明願います。  
9番 指田委員説明願います。

9番委員 はい、説明致します。  
番号5 申請者名及び土地の所在は、総会資料12ページのとおりです。調査年月日は、令和3年11月12日 土地の案内につきましては、■■■の道路をはさんだ対側の土地の一角です。農地の状況は、既存建物解体済みで、全面防草シートと移動型フェンスの布設がありました。周辺の状況は、東は、道路。南は、空地。

西は、空地。北は、保育園。転用事業の関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）  
番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積307㎡ 譲受人、■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転 駐車場。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。  
9番 指田委員説明願います。

9番委員 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料18ページのとおりです。調査年月日は、令和3年11月12日 土地の案内につきましては、■■■より■■■を西へ38m進み左折して45m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、アスファルト敷の元駐車場、一部駐輪場有りで樹脂製チェーンで囲まれていました。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、道路。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）  
番号2 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積166㎡ 譲受人、■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転 店舗兼住宅。

議 長 当該農地について事務局より説明願います。

事務局 はい、事務局。  
令和3年11月12日付けで取下げ願いが提出されました。理由につきましては、総会資料20ページに掲載の公函をご覧ください。今回申請いただいた土地については■■■でございますが、申請人が地番を間違えていまして■■■が正しい地番でした。来月の総会で報告事項になりますが、既に■■■で転用の申請が提出されています事をご報告いたします。

議 長 以上、説明が終わりました。  
農地法第5条の届出による取り下げ願については、報告どおり了承願います。

以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。



議事録署名者		印
議長		
委員		
委員		